

令和5年3月13日以降の集団接種会場における新型コロナウイルス対策（案）

1 来場者・従事者への対応

	マスク	マスク以外の 感染予防対応	周知等
被接種者（市民等）	会場内は着用を推奨（強制はしない）	<ul style="list-style-type: none"> 会場入口での検温の継続（37.5度以上の場合は入場をお断りする対応の継続） アルコール消毒液の設置継続（アルコール消毒を行うかは任意とする） 	<ul style="list-style-type: none"> 「着用への御協力をお願いします」「感染すると重症化が懸念される方や医療従事者等を守るために御協力願います」等の内容を周知 周知方法は、市報、市ホームページ、会場入口への掲示など
会場従事者 （医師・看護師・薬剤師・市職員）	着用を求める	医療器具を扱う従事者や市民と接する従事者に対しては、アルコール消毒や医療用防護グッズ等（フェイスシールド、ゴム手袋等）の着用を求める	個別に依頼等対応
会場スタッフ （運営委託先スタッフ）	着用を求める	手洗い・うがい、アルコール消毒の励行	委託契約書に「マスク着用」を追記して契約変更を実施

2 集団接種会場の消毒対応

接種ブース内・受付・経過観察エリアで被接種者（市民等）が使用した椅子などの消毒について、使用した都度の消毒対応から、3月13日以降は各接種日の終了後の消毒対応に変更

令和 5 年 3 月 7 日

(宛先) 管理職者

小金井市新型インフルエンザ等対策本部

本部長 白井 亨

(公印省略)

職員のマスク着用について (通知)

標記の件について、国のマスク着用の考え方、東京都における都民へのマスク着用の見直しに伴う呼びかけの趣旨を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、引き続き基本的な感染防止策は徹底すること。

記

1 マスク着用について

マスクの着用は、各職員の主体的な判断を尊重する。職員本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう留意しつつ、以下の場合については、マスクの着用を推奨し、各職場の事情に応じ、適切に対応すること。

- (1) 窓口などで市民や事業者等と対応する場合
- (2) 医療機関や高齢者施設等に訪問する場合
- (3) 通勤ラッシュ時等の混雑した電車やバスに乗車する場合

2 対象職員

全職員

3 適用日

令和 5 年 3 月 1 3 日から

4 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会

総務部職員課人事研修係 (内線 2 5 0 3)

教育委員会

学校教育部庶務課庶務係 (内線 3 8 0 4)